


[□□]7/14□□□18:30□ □□□□□□□□□□□□
□□□7.14□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□7月14□□□□□□□□□□
□□□□→□<http://sogakari.com/?p=436>



戦争法案廃案！強行採決反対！ 7.14 大集会

強行採決させないために、今ここで大結集を！

7月14日 火曜日
日開場:18時
18:30~19:30
場所：日比谷野外音楽堂
●終了後は国会請願デモ

主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

[□□]7/15□□□18:30□ □□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□

経済財政運営と改革の基本方針2015に対する声明

政府は、2015年6月30日、経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2015を閣議決定した（以下「骨太の方針2015」という。）。

骨太の方針2015は、歳出改革は聖域なく進め、特に、社会保障は、その重点分野であるとし、社会保障費の伸びを、2018年度までの3年間で、1兆5000億円（年間5000億円）に抑える方針を打ち出した。高齢化による社会保障費の自然増は、年間8000億円から1兆円とされていることから、今後、年間3000億円から5000億円もの社会保障費が削減され、医療、介護、年金、障害、生活保護等幅広い分野で、さらなる給付削減、自己負担増等が進められようとしている。

その一方で、骨太の方針2015は、経済成長に重点を置いた法人税改革として昨年決定された法人税率の大幅引き下げを、できるだけ早期に完了するという方針も打ち出している。

しかし、そもそも、財政は、本来、人の生存を可能にし、その尊厳を守るためにこそ存在するものである（憲法13条、25条）。

日本の貧困率は、現在、過去最悪の水準にまで悪化している。かつて小泉政権下において、社会保障費が毎年2200億円削減され、社会保障給付が縮減されたが、骨太の方針2015の削減額は、それを大きく上回るものであり、貧困と格差の拡大に一層拍車をかけるものであるといわざるを得ない。また、経済成長を優先するあまり、人の生存と尊厳を蔑ろにするのは本末転倒であり、法人税の大幅減税など、大企業や一部の富裕層を優遇する不公正な税制をあらため、必要な税収を確保しつつ、社会保障を充実させなければならない。

担税力に応じた公正な税制と充実した社会保障による所得再分配によって、貧困と格差の拡大を是正し、すべての人が人間らしく生きることができる社会の構築こそが、今、求められており、当連絡会は、その実現に向けて、全力で取り組む。

2015年（平成27年）7月10日

公正な税制を求める市民連絡会

代 表 宇都宮 健 児

同 山 根 香 織

同 菅 井 義 夫

同 雨 宮 処 凛

> 00000000000000000000300

0 0000000000000000000

000000000000000000000007-12-100004000000000000

048-862-0355 fax 048-866-0425

000050000000000000000

00000000000000000000→0000

0102-0085000000001500

TEL 03-3265-8119

● JR 0000000000000100

● 000000 / 00000000000300

第1回 公正な税制を求める市民連絡会学習会

タックスヘイブン学習会

TAX HAVEN

「年間売り上げ17兆円、毎年3兆円もの利益をあげているアップル社が全く納税していないという事実を知っているだろうか。(中略)アップル社だけではない。ほとんどの大企業はタックスヘイブンの何百もの子会社を設立し、そこに利益を移転し、巨額の課税を逃れている。課税逃れの仕組みは、タックスプランニングとして、巨大企業と結びついた会計士事務所や法律事務所によって提供されている」(『タックスヘイブンに迫る』はじめにより)。公正な税制を求めるときに避けて通ることができないのがタックスヘイブンの問題です。まずは、何が起きているかを知らねばなりません。

6月18日 18:30～(開場18:00)

講師 合田 寛 (『タックスヘイブンに迫る』著者)

講師プロフィール

神戸大学大学院経済学研究科博士課程修了。国会議員政策秘書を経て、公益財団法人政治経済研究所理事・現代経済研究室長(主任研究員)

会場：主婦連合会会議室(主婦会館プラザエフ3階)

主催：公正な税制を求める市民連絡会

事務局連絡先 弁護士 猪設正 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所
TEL 048-862-0355 fax 048-866-0425

資料代：500円(経済的に困難な方は無料)

会場：

主婦会館プラザエフ
〒102-0085 千代田区六番町15番地
TEL 03-3265-8119

- JR四ツ谷駅 麹町口前(歩1分)
- 地下鉄南北線 / 丸の内線 四ツ谷駅(歩3分)

